



今回の内容

医療センターの会計ってどういう仕組みになっているの？

今回のテーマは、お金の話です。

少し難しい内容になりますが、新病院を建設し、医療機器など必要なものを用意していくため必要なお金をどう払っていくかをご説明する上で、医療センターの会計の仕組みやどういう費用がかかっている、その支払いはどうしているのかをご理解いただきたいので、本号でご説明します。

船橋市の会計の仕組み

- 船橋市では、一般会計、特別会計、公営企業会計という3つの会計があります。

一般会計

市の基本的な仕事(福祉、教育、ごみ処理、道路整備、消防など)を行うための会計です。一般的に市の予算と言えば「一般会計」をさし、市税を主な財源としています。

R5年度予算額：2239億円

特別会計

特定の収入(国民健康保険料、介護保険料など)がある、特定の目的のための予算を経理する会計です。お金の出し入れをわかりやすくするために一般会計と分けて管理しています。

R5年度予算額：1092億6300万円

公営企業会計

企業的性格を持った事業(市場、病院、下水道)を運営するための予算を経理する会計です。事業の収入を主な財源としています。お金の出し入れをわかりやすくするために一般会計と分けて管理しています。

R5年度予算額：661億9740万円

Point 医療センターは、公営企業(病院事業)会計として、一般会計とは別の会計で運営しています。

医療センターの会計の仕組み

- 医療センターでは、収益的収支、資本的収支、内部留保資金という3つの財布があります。

収益的収支

一事業年度の経営活動に伴って発生する全ての収入と、この収入を生むために要した費用を表します。

患者さんの診察や治療をするためにどれだけの費用(経費)がかかり、どれだけの利益または欠損があったのかを管理する財布です。

資本的収支

建物・施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや企業債の元金償還などの費用と、その財源となる収入を表します。

医療機器の購入や施設の改修、**新たな施設建設**のためにかかる費用(資金の借入れをした場合は、その元金の償還金)と、そのための収入(補助金や市の負担金)を管理する財布です。

内部留保資金

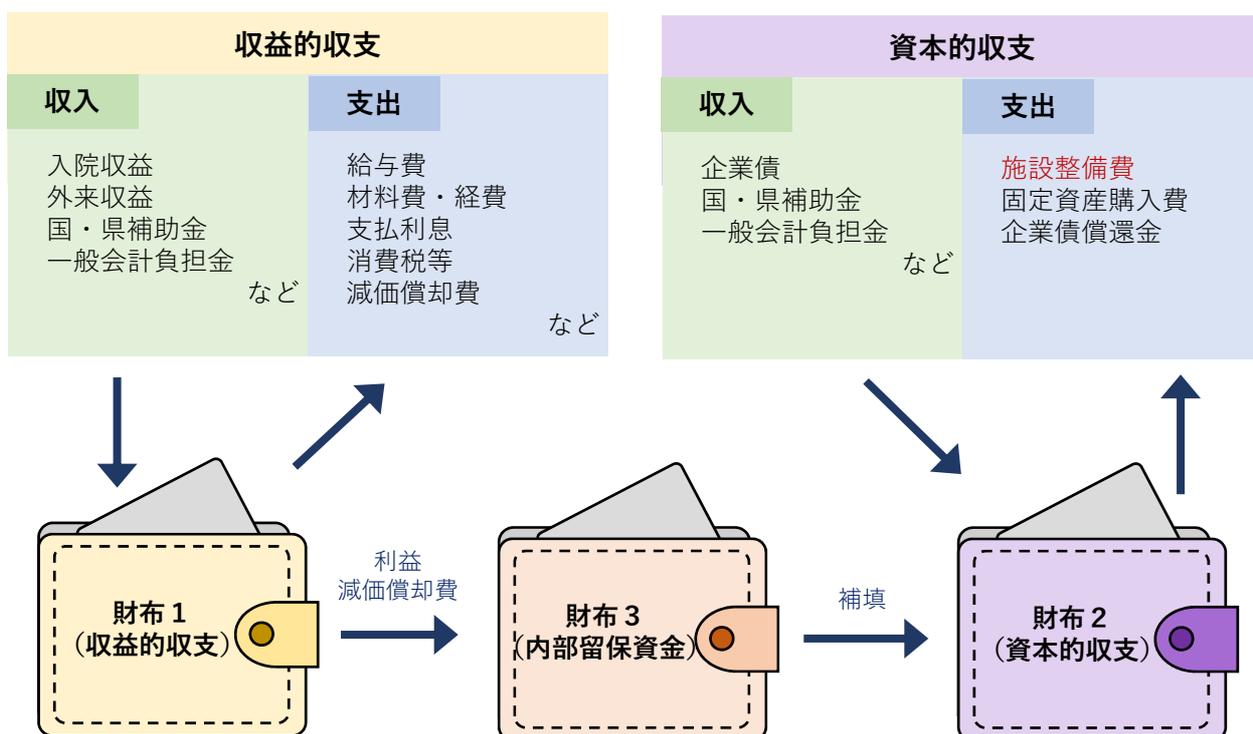
収益的収支で発生した利益や、減価償却費のように現金の支出を伴わない支出を管理する財布です。資本的収支に不足が生じた場合は、ここから補填します。

減価償却費ってなに？

建物や医療機器など、長い期間使用する前提で購入した固定資産は、取得にかかった費用の全額をその年だけの費用とせず、使う年数に応じて平均化し、費用として計上します。

固定資産の耐用年数に応じて配分し、その期に相当する金額を費用に計上する時に使う勘定科目を減価償却費と言います。

- 3つの財布の関係は、下の図のようになっています。



減価償却費が財布1から財布3に入るのはなぜ？

減価償却費は、1ページ目の説明のとおり、むかし支払った費用のうちの今年度分を計上します。現金の収入や支出は建設・購入した年におこなっているのに、実際には現金の支払いがなく、手元に現金が残るため、内部留保資金に計上されることとなります。

企業債ってなに？

建物の整備や医療機器購入にあたって、資金調達のために国や銀行などからお金を借りることで（＝借金）。次のページでもう少し詳しくご説明します。

Point 医療センターの会計（病院事業会計）は3つの財布に分かれており、新病院建設にかかる費用は、資本的収支に計上します。

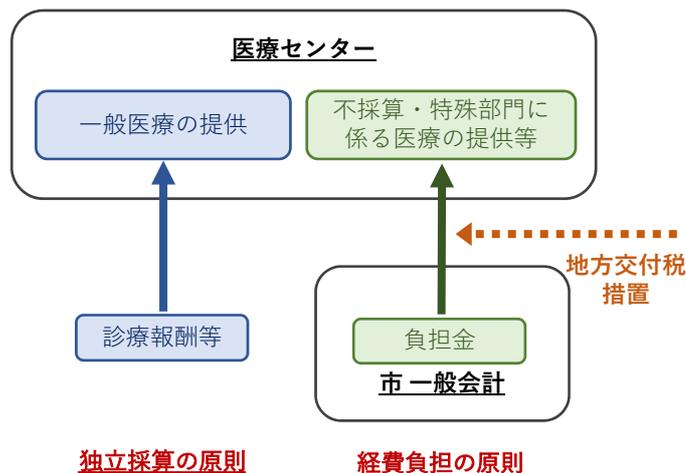
一般会計負担金

地方公営企業である医療センターの経営においては、医療を提供するために必要となる経費は、医療センターの経営に伴う収入をもって充てるという独立採算制が原則となります。

一方で、採算をとることが難しい医療でも、公立病院の役割として採算性を無視しても提供しなければならないものがあります。

このような医療の提供に要する経費は、その自治体の一般会計または他の特別会計が、出資、長期の貸付、負担金の支出などの方法により負担するとされています。

なお、一般会計から病院事業会計への繰出しには、国が定める基準により地方交付税措置がされます。



地方交付税って何？

本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しようとする財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）という性格を持っています。

- 一般会計が病院事業会計に負担するものについて、次のページに例示します。その考え方や金額の計算方法は、毎年度総務省から通知される繰出基準に定められています。

地方公営企業法で、
収入（診療報酬等）で
回収することが適当でない
とされている経費

① 救急医療の提供に必要な経費

24時間体制で命に係わる病気やけがなど重篤な患者を受け入れるため、医師等の待機、空きベッドの確保など、救急医療の確保に必要な経費。

地方公営企業法で、
収入（診療報酬等）で
回収することが困難と
されている経費

② 高度医療の提供に必要な経費

高度な医療で採算を取ることが難しくても、公立病院の役割として、医療を提供していく上で必要な経費。

③ 小児医療の提供に必要な経費

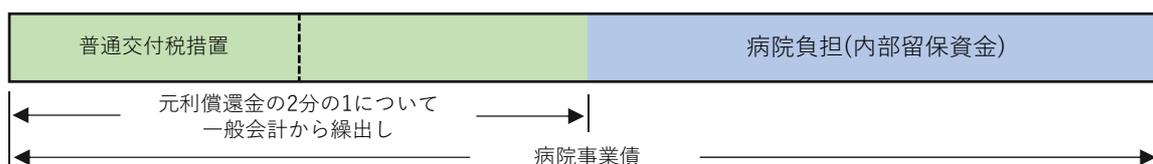
小児医療の病床確保に必要な経費。

④ 病院の建設改良に必要な経費

施設の建設や改修、医療機器の購入に必要な経費。

企業債（病院事業債）について

①病院等医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の整備事業、②医療又は看護のために必要な機械器具の整備事業、③用途廃止施設の処分にかかる経費が対象となります。また、病院事業債の元利償還金については、一般会計からの繰出しや地方交付税措置が講じられています。通常の整備の場合、元利償還金の2分の1については、一般会計の繰出しが認められており、その繰出し額の50%（施設整備の場合は建築単価1㎡当たり47万円が上限：令和4年度）が普通交付税措置の対象となります（企業債の内容によって割合が異なる場合があります）。



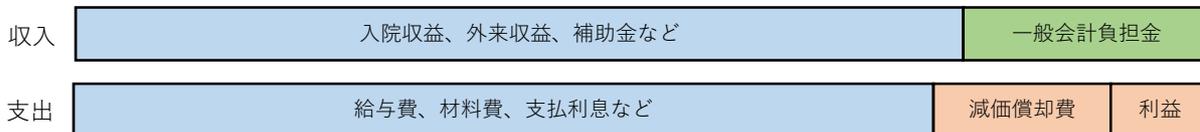
資本的収支について

資本的支出に計上している建設改良費の財源として、企業債や補助金などがありますが、これらは支出額に対する財源であるため、収入額が支出額を超えることはありません。また、前年度までに借り入れた企業債の償還金も発生してくるため、資本的収入が資本的支出を上回ることはほぼありません。

例えば、N年に5億円の医療機器を購入したとします。この年は銀行から5億円を借りて販売元に支払います。返済期間を5年として借った場合、N+1年からN+5年で分割して銀行に返済します。この返済額のうち、元金分は資本的支出として、支払利息分は収益的支出として計上します。N+5年まで支払いが続きますが、元金分の支払いについて、一般会計負担金で不足する分は内部留保資金で賄います。

病院を運営していくためには、施設や医療機器等の更新などを経常的に行っていくので、資本的収支はマイナスで、不足分は内部留保資金で賄っていくこととなります。

収益的収支



資本的収支



Point ・採算の取るのが難しい医療分野や建設改良に必要な経費には、一般会計からの負担が認められています。
 ・新たな施設建設などにかかる費用は、病院の内部留保資金と一般会計からの負担金で支払っていきます。

次号のテーマは「どんな病院ができるの？（基本設計の概要1）」を予定しています。

